

令和5年著作権法改正に伴う 「著作権法施行令の一部を改正する政令」の概要について (立法・行政における著作物等の公衆送信等の権利制限規定の見直し関係)

著作権法の一部を改正する法律（令和5年法律第33号。令和5年5月26日公布）における改正のうち、立法・行政における著作物等の公衆送信及び公の伝達（以下「公衆送信等」という。）の権利制限規定の見直しに係る事項について、政令に委任された事項を定める。

1. 改正の背景

- 改正著作権法（以下「新法」という。）では、立法・行政における著作物等の利用について、（1）行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続（以下「行政審判手続」という。）のための公衆送信等、（2）立法又は行政の内部資料についてのクラウド利用等の公衆送信等及び（3）特許審査等の行政手続等のための公衆送信等を可能とする関連規定の整備が行われた。
- このうち（1）の行政審判手続のための公衆送信等に係る権利制限規定について、新法第41条の2第2項において、政令に委任する事項が設けられたことから、関係する規定の整備を行う必要があり、著作権法施行令を改正することとなった。

2. 改正の概要

- 改正前の著作権法においても、裁判手続及び行政審判手続における必要な範囲内の著作物等の複製については、著作権者等の許諾なく行えることとしていた。
- 新法では、この行政審判手続のうち、特許法その他政令で定める法律の規定によるものであって、電磁的記録を用いて行い、又は映像若しくは音声の送受信を伴って行うものために必要と認められる限度において、著作権者等の許諾なく、公衆送信等ができることとされた。
- 具体的には、本改正において、政令で定める法律として以下を定めることとする。
 - ① 労働関係調整法
 - ② 国家公務員法
 - ③ 海難審判法
 - ④ 金融商品取引法
 - ⑤ 公認会計士法
 - ⑥ 行政執行法人の労働関係に関する法律
 - ⑦ 建設業法
 - ⑧ 労働組合法
 - ⑨ 一般職の職員の給与に関する法律
 - ⑩ 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律
 - ⑪ 国家公務員災害補償法
 - ⑫ 土地収用法
 - ⑬ 地方公営企業等の労働関係に関する法律
 - ⑭ 公共用地の取得に関する特別措置法
 - ⑮ 公害紛争処理法
 - ⑯ 行政不服審査法

3. 施行日

令和6年1月1日施行